

平成30年度 事業計画概要

施設一覧…………… P 1

総括…………… P 6

当事業団は、『総合的包括的支援』を基本的方向性として、各種事業・支援の見直し、施設の自主経営に関する検討、自主事業・新規事業の可能性の追求、人材育成・専門性の向上等、複合的かつ多角的な経営を進めていかなければならない。また、事業団本来の使命である、市の福祉施策の一翼を担う役割をより一層高めるとともに、地域における社会資源との連携強化を進め、地域から信頼され求められる施設・事業としていくことで、専門性豊かな特色ある事業団としての存在感を確立していくことが必要となる。さらに、平成30年4月に実施される各種事業の報酬改定を踏まえ、利用者に対する適切なサービス展開を維持、向上させながらも健全な経営に努めなければならない。

平成30年度は、平成28年度に策定した5か年計画である「(前期)経営実施計画」及び「(前期)法人・施設取組計画」も中間年を迎えることから、その進捗状況を踏まえ、年度目標や取組内容の見直しを行うこととする。

法人としては、平成29年度に本格実施となった「社会福祉法人制度改革」を推進するため、内部統制の観点から、各施設の適正な運営を支える組織、各種制度の更なる充実に努める。

施設においては、平成30年度が指定管理期間の最終年度となる児童施設（老人福祉センター仲本荘を含む。）の次期指定管理の公募の年であり、該当施設は指定を獲得するための適切な準備を進めていく。一方、平成31年度に次期指定管理の公募が行われるそれ以外の指定管理施設においては、従前の期間を振り返り、新たな期間における事業展開の検討に着手しなければならない。

なお、障害児者の相談支援事業においては、自主経営施設（日進職業センター・かやの木）の2か所の相談支援事業所を杉の子園に統合し、相談支援専門員の複数配置による相談支援の質的向上を図る。

また、深刻化を増す福祉従事者不足が懸念される中、事業団として必要な職員数を確保し、人材育成と専門性の向上を図らなければならない。そのうえで、経営理念・経営基本方針に基づき、107か所185事業（指定管理施設数129）について、施設の適正な管理運営と社会ニーズに即した事業展開、利用者本位のサービス提供の徹底を目指すこととする。

一 事業団全体としての重点的な取組み …… P 7

平成28年4月1日に策定した「経営基本計画」（10か年）に基づき、「(前期)経営実施計画」「(前期)法人取組計画」「施設取組計画」（各5か年）への取組みを開始し、3年目となる。今年度の法人目標は、次の「平成30年度法人取組計画（概要）」のとおりである。

平成30年度法人取組計画（概要）

【経営基本方針1】 人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。

重点目標	法人目標	平成30年度目標
人権意識向上に関する取組み	職員対象の人権意識向上に関する研修を実施するとともに、一般市民向け人権意識啓発活動に取り組む。	人権意識向上研修の実施、市民向け啓発活動の検討
人権侵害防止の取組み	職員・施設の対応が、利用者を尊重し利用者本位であるよう虐待防止自己チェックリストを活用し向上を目指す。	「虐待防止チェックリスト」の実施と検証 「人権意識振り返りシート」を実施し、基礎数値を把握する。
利用者主体の支援の充実	自己選択・自己決定に関する支援の研修の実施と各分野・各施設における支援のあり方についての研究	H29年度に開催した研修をベースに各分野の実務担当者会議で研究する。
地域生活の場の確保	地域生活の場の確保の研究	高齢・児童・障害分野ごとの社会資源調査・分析を行う。

【経営基本方針2】 「共に支えあう社会づくり」を目指します。

重点目標	法人目標	平成30年度目標
地域生活の場の確保【再掲】	地域生活の場の確保の研究【再掲】	高齢・児童・障害分野ごとの社会資源調査・分析を行う。
関係機関との連携・協働	ライフステージで切れ目のない支援を提供するために、連携・協働に関するネットワークづくり及び新たな連携・協働に努める。	新たな連携先の開拓5件
「福祉のまちづくり」との協働	さいたま市の「福祉のまちづくりモデル地区推進事業」への事業団の役割の明確化	福祉のまちづくり推進協議会及びモデル地区推進部会への参画
「福祉のまちづくり」との協働	市の事業以外の市民協働事業、啓発事業の新規事業化	市民協働事業、啓発事業の企画

【経営基本方針3】 期待されるサービスを追求します。

重点目標	法人目標	平成30年度目標
ニーズ把握のための仕組みづくり	「利用者アンケート」「みなさまの声」「苦情解決制度」を検証し改善を図るとともに、法人共通でニーズを把握する新たな仕組みを構築する。	「みなさまの声」「苦情解決制度」の検証・改善 新たなニーズ把握の仕組みについて検討する。
成年後見制度の研究・検討	成年後見制度の仕組み等を理解し、必要に応じて法人後見を実施する。	法人後見を行うか検討する。
利用者の就労の場の確保	法人として、障害者雇用の受入れを、積極的に行うための体制が強化できるよう、研究し検討する。	研究・検討会を年6回以上実施
就労支援施設への業務委託	就労支援施設で、法人内の業務委託をH29～H30年度の2年間で新たに2件（法人内の総件数）受託する。	新規契約2件
自己所有施設の建替え	事業展開の選択肢を広げることが可能な建替え、改修をH32年度までに実施（着手）する。	建替えに関するプロジェクトを立ち上げる。

【経営基本方針4】 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。

重点目標	法人目標	平成30年度目標
次代を担う人材の確保と計画的育成	人材育成計画の策定、およびキャリアパスプランの導入	キャリアパスプランの導入
研修・研究センターの設置検討	職員研修センター機能として職員の資質向上・専門研究を行い、併せて地域福祉人材の育成支援にも活用する。	検討結果に基づく基本構想の構築
職場内研修の活性化	平成32年度には、全施設で職場内研修を実施する。	全事業所の75%以上

【経営基本方針5】 社会責任を果たすとともに、自主経営基盤の確立を目指します。

重点目標	法人目標	平成30年度目標
社会福祉法人制度改革への対応	滞りなく社会福祉法人制度改革の内容に則った対応を完了させる。	新制度による運営確立
第三者による評価と改善	管理運営する施設の福祉サービスの質の向上を図り、利用者に選ばれる施設となるために、計画的に第三者機関の評価を受審し、改善する。	2施設（みずき園、浦和別所児童センター）の受審及び結果の分析。分析を業務改善に繋げる試行的取組み
社会福祉充実計画の策定と実施	社会福祉法人制度改革に伴い、社会福祉充実残額を有効に活用した「社会福祉事業等」「地域公益事業」「公益事業」に関する計画を策定し、実施する。	（残額あり）充実計画の策定及び実施 （残額なし）アイデアの募集・検討を行う。
次期指定管理への対応	平成31年度及び平成32年度からの次期指定管理への準備を行うとともに、新たな指定管理施設の獲得に向けた検討を行う。	・児童センター等の指定管理事業計画書の作成、選定への対応 ・高齢・障害施設の指定管理事業計画書の評価及びプレゼン研修の実施（2回）
稼働率の向上	各施設の取組計画「稼働率の向上」の達成（目標を上回って達成、目標を概ね達成）割合80%を目指す。	達成割合60%
自己所有施設の建替【再掲】	事業展開の選択肢を広げることが可能な建替え、改修をH32年度までに実施（着手）する。【再掲】	建替えに関するプロジェクトを立ち上げる。
やりがいある職場づくり	平成32年度までに人事考課の試行を実施する。	人事考課マニュアルの作成
経費の節減等継続した取組み	稼働率向上による事業収入増を図り人件費比率の縮減をするとともに、経営分析を行う。	収入に対する人件費比率前年度比△0.3ポイント縮減と14拠点の分析
市有福祉施設の自主経営の検討	平成31年度までに市有福祉施設の譲渡による自主経営の是非について検討する。	市所管課との検討会を3回実施、経営戦略会議で方向性について検討

【1】事業団事務局…………… P9

事業団事務局は、理事会及び評議員会の運営を始め、事業団の法人業務を遂行するとともに、効率的な経営を図るため、適正な事務事業の執行にあたる。

各施設経営及び事業の実施にあたり、各担当課室、各施設等との総合調整を図り、地域及び市民から信頼され求められる施設づくりを行う。

<総務課>

法人運営の総務全般及び職員の人事、サービスに関する事務処理を統括し、法人業務を処理するとともに、各種制度の適正な運用に努める。

本年度はガバナンスの維持・強化対応に引き続き取り組み、職員管理事務の改善、人事考課制度の検討、事務処理の ICT 化、人材育成の強化に重点を置いた対応を進める。

<財務課>

1 財務担当

経営基盤の強化、事業経営の透明性を確保するため、新社会福祉法人会計基準の遵守はもちろん、管理会計の手法を用い、法人全体の経営状況を把握し各施設に必要な指導を行う。

円滑な事務処理のため、財務事務担当者会議を必要に応じて開催する。

社会福祉法人制度改革により、平成 29 年度から実施している会計監査人による監査に対応するため、ガバナンスの強化、財務規律の強化を図る。また、社会福祉充実残額から社会福祉充実計画を策定する。

2 給与担当

施設との連絡、調整を徹底し、給与システムを活用した適正な支給を行うとともに、必要な人件費データの作成を行う。給与改定や税制改正等に速やかに対応する。

<事業課>

1 事業担当

法人に係る各種庶務、大宮ふれあい福祉センターの管理・運営、各施設のサービス等を統括する。法人全体に係る研修・説明会・イベントの企画運営及び会議の庶務を行う。

2 業務担当

各施設の小破修繕について実施、又は施設で実施するための指示、助言を行う。一部地区の事業系一般廃棄物の自主運搬事業を担当する。

<児童課>

1 事業団の児童福祉施設（児童センター・放課後児童クラブ）を統括し、効率的な経営を図るとともに事業活動の指導監督にあたる。児童の健全育成と保護者の子育てを支援するため、職員の専門性の向上やサービスの向上等を図っていく。

2 児童センターの対外的事業を統括する。児童厚生員の育成や技術活用等、施設間での効率的な運用の調整にあたる。

<経営企画室>

経営戦略会議等の運営や経営基本計画等の推進、指定管理者制度に関する手続き、社会福祉法人制度改革への対応など、事業団の経営企画に関する庶務にあたる。

【2】介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ…………… P12

＜介護老人保健施設きんもくせい＞

- 1 在宅復帰、在宅支援をより一層進めるため、さいたま市立病院や近隣の医療機関、居宅支援事業所、在宅サービス事業所等と密接な連携を強化する。
- 2 施設サービス及び居宅サービス（短期・通所リハ・訪問リハ）において、必要な医療・介護・リハビリテーション・相談援助の適切な提供により、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう包括的支援により地域の社会資源として貢献する。
- 3 虐待防止を含む人権尊重の意識を高め、利用者に専門性の高い、安全安心な質の良いサービス提供が出来るよう、職員の資質の向上を図る。
- 4 認知症カフェの継続、カフェでのミニ講座等、地域住民との交流事業および広報活動に注力し、防犯面に留意しながらも開かれた施設運営に努める。
- 5 利用者・家族の希望、要望に対して、工夫・改善により、「利用しやすい施設」「魅力ある施設づくり」に努める。

＜ケアハウスぎんもくせい＞

- 1 利用者が安心して長く生活ができる環境を保障するために、施設設備の修繕を速やかに行う。
- 2 地区社会福祉協議会等の関係機関との連携を深め、地域福祉への貢献度を高める。

＜グリーンヒルうらわ・デイサービスセンター＞

- 1 「介護予防通所介護サービス」「交流型通所サービス」等の総合事業において、効果的かつ効率的な支援等を行う。
- 2 魅力ある施設づくりのために、利用者や関係機関、ケアマネージャー等のニーズ調査を行いサービス内容の見直し、試行等を行う。

＜グリーンヒルうらわ・在宅介護支援センター＞

三室地区社会福祉協議会と協働をし、ボランティア体験サロンや体操教室などの地域事業をより多くの元気な高齢者の方の活躍の場、介護予防の場となるようにする。介護予防教室においては講師を依頼し、効果的な成果が得られるような内容を目指して実施する。

【3】老人福祉センター（シニアふれあいセンター）…………… P19

- 1 ふれあい運動教室、ストレッチ、健康体操など、高齢者の体力に応じた運動プログラムや認知症予防につながる頭の体操、折り紙などのものづくりを取り入れ、ひとりひとりが、能力、興味に応じて主体的参加できる事業の充実を図る。
- 2 非常時に対応ができるように積極的に応急手当講習（普通救命講習等）及び防災訓練等を実施する。
- 3 事業団が管理する各施設（各老人福祉センターや他業種施設）との連携を強化する。

【4】槻寿苑デイサービスセンター・槻寿苑居宅介護支援事業所…………… P22

＜槻寿苑デイサービスセンター＞

- 1 地域密着型通所介護事業所として運営推進会議の開催等、地域との連携を図っていく。
- 2 サービス提供時に老人福祉センターのクラブ活動・事業団主催の教室への参加援助を行うことで、老人福祉センターに併設していることを最大限に活かした多種多様な趣味活動を実

践していく。

- 3 介護への不安や介護用具についての提案など老人福祉センター利用者対象の介護関係相談窓口を開設する。

<槻寿苑居宅介護支援事業所>

PR活動を積極的に行い、相談件数、ケアプラン及び予防プラン作成件数について、稼働率を向上させる。

【5】老人憩いの家（シニア憩いの家）…………… P26

- 1 健康維持と介護予防の実現にむけて、関係機関と連携し、既存事業の活性化や新規事業の取組みを進めていく。
- 2 高齢者が活躍する場を確保するために、高齢者の趣味や特技を活かした、利用者相互の交流事業や、児童センター利用者との世代間交流事業を実施する。
- 3 利用者拡大の取組みとして、広報活動の推進や、利用者のニーズを多角的にとらえて事業に活かしていく。

【6】大崎むつみの里…………… P28

1 自立と社会参加の実現

- ① 個々のニーズに対応した、個別支援プログラムを設定し自己選択・自己決定の支援を行う。（生活介護事業）
- ② 社会参加の場について、同じような悩みや体験を共感できるよう、高次脳機能障害の当事者会や難病者の会等、本人や家族に情報を提供する。（自立訓練（機能訓練）事業）
- ③ 利用者の多様な状況に対応し、その人らしい主体的な生活が送れるよう個別支援を提供する。（自立訓練（生活訓練）事業）
- ④ 不適切な支援や虐待として曖昧な領域について真剣に検討し合える職場環境を作る。（就労移行支援事業・就労継続支援事業B型）
- ⑤ 活動の一環として、五感に快適な刺激を提供できるような環境設定や音楽あそびを通して、コミュニケーションや社会性の発達を促せるよう、充実した支援場面を設定していく。（児童発達支援事業）
- ⑥ 入居者の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にし、その人らしい主体的な生活が送れるようにするための取組みとして、個々の入居者の意思決定に係るアセスメントを実施して、自己選択・自己決定に基づいた計画の作成及び支援を行う。（むつみホーム大間木）
- ⑦ 短期入所事業では、利用者に対して、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって必要な支援を行う。（むつみホーム大間木）

2 共生社会の実現（各事業より抜粋）

- ① むつみ祭や地域のイベントを通じて、地元企業や地域住民との交流を図る。
- ② 広報誌やチラシを関係機関に配布し活動ボランティアの受入れを行う。
- ③ 大崎むつみの里内の他事業の連携として、利用者を支える家族の介護負担の軽減を図るため、理学療法士や看護師が介助方法を指導する。
- ④ 地域の保育園や児童センターとの交流をとおして、人との関わりの楽しさを広げるきっかけになったり、障害への理解に繋がったりする機会となるよう努める。

【7】障害者福祉施設春光園…………… P38

＜春光園けやき＞

- 1 職員全員が障害者虐待防止・権利擁護の理念を十分に理解し利用者に寄り添った支援を行う。
- 2 職員による虐待のグレーゾーンと呼ばれる行為を排除するために、職員相互による支援の振り返りの機会をつくり職員全員の虐待行為に対する共通認識を図る。
- 3 利用者アンケート、みなさまの声、日常の連絡帳、けやき懇談会等で得られた利用者、ご家族の声を真摯に受け止めご満足いただけるような支援を心掛ける。
- 4 各関係機関との連携を図り、利用者に対する相談事業及び支援の充実を図る。

＜春光園うえみず＞

利用者の個性や資質を理解したうえで、個別化を意識した支援に取り組んでいく。

【8】槻の木…………… P43

＜槻の木・第2やまぶき＞

- 1 虐待防止、人権擁護のために外部研修の受講、伝達研修の実施、虐待防止チェックリストを実施考察し虐待防止と人権擁護に対して理解を深めていく。(槻の木 生活介護事業)
- 2 生活支援センター、特別支援学校に働きかけ利用者を受入れる。(第2やまぶき 就労移行支援事業)
- 3 利用者のニーズに合う、作業以外の活動の充実のために、利用者の会(自治会)主体で話し合い決定していく。(第2やまぶき 就労継続支援事業B型)

＜第1やまぶき＞

- 1 虐待防止委員会を3か月に1回以上開催し、人権擁護、虐待防止についての研修に参加し職員の意識を高める。
- 2 現在利用している利用者、家族へのアンケート等を活用し、利用者のニーズを把握し活動に活かしていくことで欠席者の少ない事業所を目指す。また、地域のニーズにも対応し新規利用者を増やす。
- 3 地域の社会資源を十分活用した支援を行う。また、地域での活動を積極的に行うことや実習生を受入れていくことで、地域社会との交流を図る。

【9】日進職業センター…………… P47

利用者ニーズ、地域ニーズに即した事業展開を図るとともに、合理的配慮に基づいたサービス提供をより徹底し、利用者一人ひとりの障害特性に応じたプログラムと、適した企業への就労を支援する。

- 1 相談支援専門員と連携を図り、サービス等利用計画に基づいた個別支援計画の作成、実施に努める。なお、相談支援の質的向上を図るため、10月を目途に相談支援事業を杉の子園に統合する。
- 2 新規利用者の受入れに向け、地域ニーズを収集分析し、環境整備及び広報活動の強化に努める。
- 3 定員の過半数が一般就労することを目標にアセスメントに重点を置き、計画的かつ集中的に支援する。(就労移行支援事業)
- 4 利用者及び家族に対して適切な援助を行うとともに、他の福祉サービスを提供する者との

密接な連携に努める。(就労継続支援事業B型)

【10】 かやの木…………… P51

- 1 利用者の方の働く権利を保障し、働くことをとおした社会参加を目指す。
- 2 利用者やご家族へのアンケートや日々の傾聴などによって利用者ニーズを的確に把握し、施設プログラムに反映できるようにする。
- 3 外部や職場内の研修を通じて職員の人権意識の更なる向上を目指すとともに、利用者間の人権意識の醸成を図る。
- 4 さいたま市内の特別支援学校や地域の関係機関との連携を深めて利用者の増加を目指す。
- 5 相談支援の質的向上を図るため、10月を目途に相談支援事業を杉の子園に統合する。

【11】 障害者福祉施設みのり園…………… P54

- 1 利用者からより広く意見を聞き、ニーズに合った事業を展開することで、支援を充実させるとともに、利用者増加を図る。
- 2 虐待防止委員会の取組み強化を図るとともに、職場内研修を実施する。
- 3 発達障害者支援の拡充を図るため、「発達障害者支援事業」を実施し、家庭外に出かける体験や家族以外の人と共に過ごす体験、緩やかな仲間づくりを通して活動できる居場所を提供し、社会からの孤立予防を目的として実施する。
- 4 障害者総合支援センター、ひまわり特別支援学校等、関係機関との情報交換を行う。

【12】 大砂土障害者デイサービスセンター…………… P57

- 1 人権擁護や虐待防止への取組みとして、支援を振り返る機会を持つとともに、外部研修を積極的に受講することで、職員の意識を向上させるよう努める。
- 2 利用者の真のニーズを把握するため、定期的にあセスメントを実施し、ニーズに沿ったサービスを提供することができるよう努める。
- 3 積極的にボランティアを受入れることで開かれた施設を目指すとともに、関係機関との連携を密に図り、支援のネットワークづくりに努める。
- 4 外部研修を受講することで、知識の習得に努め、日々の支援に活かすことができるよう努める。
- 5 安定した経営基盤を確保するため、稼働率の向上を目指すとともに、サービスの質を落とさず、コストの削減を図ることができるよう努める。

【13】 みずき園…………… P61

- 1 関係機関や特別支援学校と情報交換し、新規利用者の獲得を目指す。
- 2 利用者個々のニーズの把握に努め、安定した利用につなげる。
- 3 長期的な欠席があった場合、電話にての連絡、必要に応じ家庭訪問等を実施してその状況を把握するとともに、個々の問題解決への取組みを行いサービスの利用に繋げる。
- 4 医療的ケアができる数少ない障害者施設との認識を深め、医療的ケアの充実を図る。
- 5 利用者一人ひとりがその人らしい主体的な生活が送れるように、自己選択・自己決定できる機会を増やす支援内容に努める。
- 6 地域での販売活動に参加する。また、ボランティアや実習生を積極的に受入れることで地域の人々と関わる機会を作っていく。

【14】 さくら草学園（児童発達支援センター）…………… P65

- 1 交流保育を実施している保育園や地域の子育て支援施設を中心にさくら草学園の事業の説明を行い、地域の方に対して埋もれたニーズを掘り起こしていく。（全事業）
- 2 保護者のニーズと子どもの状況を的確に把握するとともに、活動の内容を広げ、児童発達支援計画に反映させ、事業を実施する。（児童発達支援）
- 3 保育所等訪問支援事業を充実させる。

【15】 杉の子園（児童発達支援事業所）…………… P68

- 1 子どもの状況や子どもを取り巻く環境、また、保護者のニーズを的確に把握し、児童発達支援計画・保育所等訪問支援計画・障害児支援利用計画等に反映させ、丁寧に説明を行う。
- 2 行事等の内容を見直し、利用率の向上を目指す。（児童発達支援）
- 3 杉の子園の利用者に限らず、地域の関係機関（保育園、幼稚園、児童センター等）に事業を周知し、相談・支援の充実を図る。なお、相談支援の質的向上を図るため、10月を目途に日進職業センター及びかやの木の相談支援事業を統合する。（相談支援事業）
- 4 虐待防止チェックを定期的に実施し、振返りを行う事により、虐待防止・人権擁護の意識を高める。

【16】 療育センターさくら草（児童発達支援センター）…………… P71

心身及び発達に遅れのある児童を対象に、生活リズムや生活の習慣化を図ると共に、人との関係を広げ、自主性を養いながら、全体発達を促す指導・支援を行う。

- 1 人権擁護、虐待防止の取組みを強化する。
- 2 利用者にとっての安心・安全な環境づくりに努める。
- 3 相談支援事業、保育所等訪問支援事業の充実を図る。
- 4 療育施設職員としての専門性を高める。
- 5 児童センターの発達相談に協力し、保護者の支援を行う。

【17】 はるの園（児童発達支援センター）…………… P74

児童発達支援事業の通園部門においては発達の遅れや集団に適応しにくい子どもに基本的な生活習慣を身につけ、社会生活への適応力を深め、心身の発達を促すための療育指導を行う。また、保育所等訪問支援事業及び相談支援事業においては、地域の生活基盤に着目してそれぞれ個々の必要に応じた支援を行う。

- 1 各関係機関との連携を図り、適切な支援につなげる。
- 2 アンケートや面談から保護者のニーズを把握し、子どもの発達や状況を踏まえた指導・支援を行う。

【18】 母子生活支援施設けやき荘…………… P78

- 1 子どもの最善の利益を基本として、子ども（小学校4年生以上）の面談～目標設定～支援～自己評価を実施する。子ども自身が考えた目標を達成することを励みとし、主体的な生活を送れるよう支援する。
- 2 広域入所の開始に伴い安定した生活を保障するために、より安全性に配慮する。各家庭の課題を見極めると共に、遠隔地の福祉事務所、法律相談機関と連携し、適切な期間内での地域移行を支援する。

- 3 退所後も途切れぬ支援体制を確立できるよう、退所前に地域の関係機関と連携し、地域定着支援としてネットワークの構築に努める。

【19】 児童センター…………… P81

- 1 バリエーション豊かな遊びや自己実現の場の提供への取組みとして、市の推進する「子どもがつくるまち事業」を浦和・岩槻区の2区で開催し、今後の児童センター利用の促進につなげるとともに、本事業を通してかかわる地域住民や各団体の児童センターへの理解を深める機会とし、連携しながら、地域の中で中核施設となるよう努める。
- 2 地域福祉力の向上への貢献のため、利用者代表、子育てにかかわる地域団体の代表の意見を聞く運営協議会の設置を行う。
- 3 中高生世代のニーズに沿った支援の充実と中高生世代向け事業の広報活動に力を入れる。
- 4 施設研修担当者を中心に職場内研修を定期的実施し、職員個々の資質の向上を図る。

【20】 放課後児童クラブ…………… P85

「子どもの最善の利益」を守ることを前提とし、子ども一人ひとりを大切にしたい支援を行い、子どもの自己肯定感を高められるようにする。それにより、「自分を大切にする」「他者を大切に思う」「生きる楽しさを感じられる」など、子どもの心を育て、幸せな人となれるよう育成を図る。

- 1 「子どもの最善の利益」を考慮した育成支援の推進
- 2 地域の様々な社会資源との連携と地域のボランティアの活用
- 3 養育の主体者である保護者との連携・協働の促進
- 4 各児童クラブにおけるOJT（職場内研修）の実践

【21】 大宮ふれあい福祉センター…………… P88

- 1 利用者懇談会等における利用者のニーズや意見を参考に、市民向け活動や、イベントの自治会向けPRの検討・実施を行う。
- 2 福祉センターで使用する蛍光灯の一部をLED蛍光灯に入れ替えることで、電力資源及び電気料金の削減と、廃棄物の減量を図る。